

芽室町

障がい福祉サービス



1 目的

障がいのある人ができるだけ自立した生活がおくれるように、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくために、障害者総合支援法ではさまざまな支援を行います。

障がい福祉サービスについての相談や利用のしかたは、芽室町役場健康福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 利用できる人（障がい者18歳以上の方の場合）

① 身体障がい者

身体障害者福祉法に規定されている、肢体不自由・視覚・聴覚障がいなどの障がいをもつ者

② 知的障がい者

知的障害者福祉法に規定されている知的障がい者

③ 精神障がい者（発達障がいを含む）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒などの精神疾患を有する者（発達障がい者は、自閉症やアスペルガー症候群、学習障がいなどにより日常生活上の制限を受ける者）

④ 難病患者

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病による障がいをもつ者

3 利用方法

(1) 申請

健康福祉課障がい福祉係に、指定の用紙がありますので申請を行います。



(2) 認定調査

支給の申請を受けた芽室町が、心身の状況や生活環境などの調査を行います。



(3) 障害程度（支援）区分の認定

認定調査が済んだら、アセスメント調査の結果に基づいてコンピュータによる障がい支援（程度）区分の一次判定が行われます。その後さらに市町村審査会によって、一次判定の結果と医師の意見書をもとに二次判定が行われます。

※訓練等給付のみ利用する方は、一次判定のみです。



(4) サービス等利用計画案の作成

芽室町は、利用者（サービス利用申請者）に、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めます。利用者は、サービス等利用計画案の作成を指定特定相談支援事業者に依頼し、芽室町に提出します。

サービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成したもの（セルフプラン）を提出することもできます。



(5) 支給決定

芽室町は、提出されたサービス等利用計画案と利用者の地域生活、就労、居住状況などの勘案事項を踏まえ支給を決定します。

※ 受給者証発行後、指定事業・施設とサービス利用の契約を結んで利用開始となります。

**水色の受給者証が
発行されます！**



4 利用料金

介護給付・訓練等給付の利用者負担には、世帯の所得に応じて月ごとの上限額が設定されています。

○世帯の範囲

| | |
|------------|---------------|
| 18歳以上の障がい者 | 障がいのある人とその配偶者 |
|------------|---------------|

○障がい者の利用者負担

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限額 |
|------|----------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護を受給している世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） | 9,300円 |
| 一般2 | 上記に該当しない世帯 | 37,200円 |

※ 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

○通所施設利用者のための「食費の軽減措置」

通所施設を利用する障がい者の負担を抑えるため、生活保護、低所得、一般1（グループホーム利用者で所得割16万円未満の人を含む）の世帯の場合、食費に関する負担は食材料費のみとなります。これにより、実際にかかる額（人件費などを含めた調理にかかる費用の全額）の約3分の1の負担に軽減されます（月22日利用の場合、5100円程度）。なお、食材料費は、利用する施設ごとに額が決められます。

○グループホーム利用者に対する家賃助成

グループホームを利用する場合、家賃に対して利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。対象となるのは生活保護世帯、市町村民税非課税世帯です。家賃が1万円未満の場合は、実費が補足給付されます。

5 支援のしくみ

—自立支援給付—

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

その他のサービス

- ・ 特定障害者特別給付
計画相談支援給付費
- ・ 高額障害福祉サービス等給付
地域相談支援給付
- ・ 療養介護医療など

訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- ・ 育成医療
- ・ 更生医療
- ・ 精神通院医療（都道府県が実施）

補装具

—地域生活支援事業—

- ・ 相談支援
- ・ コミュニケーション支援（手話通訳者の派遣など）
- ・ 日常生活用具給付等（紙おむつやストマの購入、住宅改修など）
- ・ 移動支援
- ・ 地域活動支援センター（アットホームめむろなど）
- ・ その他の日常生活または社会生活支援、成年後見制度利用支援など
- ・ 訪問入浴サービス
- ・ 日中一時支援

6 自立支援給付のサービス内容

— 介護給付の種類 —

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅での食事や入浴、排せつなどの介護を行います。

◎利用者像：障害支援区分1以上の障害児・者

重度訪問介護

自宅での食事や入浴・排せつ・洗濯などの介護、調理や洗濯などの家事援助、コミュニケーション支援、外出時における移動支援などを総合的に行います。

◎利用者像：重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいであり、常時介護を必要とし、以下の全てに該当する者

- ・障害支援区分4以上
- ・二肢以上の麻痺
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」いずれも「支援が不要」以外と認定されている。

同行援護

移動時や外出先などにおいて必要な情報の提供、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）、移動の援護、排せつ、食事などの介護、その他外出の際に必要な支援を行います。

◎利用者像

- ・移動に著しい困難を有し、身体介護を伴う視覚障がい者で障害支援区分が2以上の者。
- ・移動に著しい困難を有し、身体介護を伴わない視覚障害者

行動援護

行動において自傷・異食・徘徊などの危険を回避するための援護や外出支援を行います。

◎利用者像：知的・精神・発達障害により行動上著しい困難のある障がい児・者で、常時介護を要し、障害支援区分3以上の者など

重度障害者等包括支援

ケアマネジメントや24時間対応などのサービスを提供できるシステムのある事業者が「サービス利用計画」に基づいて、複数のサービスを包括的に行います。利用者の状況やニーズに合わせた「サービス利用計画」の作成が必要です。

◎利用者像

- ・常時介護を要する障がい者であり、その介護の必要程度が著しく高い者。
- ・障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難のある者であって、以下に挙げる者
重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態の障がい者（ALSな

ど気管切開を伴う人工呼吸器の呼吸管理を行う身体障がい者、最重度知的障がい者) など

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が、病気などで一時的に介護をできなくなった場合、短期間、夜間も含めて障がい者支援施設などで、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

◎利用者像：障害支援区分1以上の障がい児・者

療養介護

機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活の世話などを行います。利用期間は時に定められておらず、おもに病院や施設で昼間にサービスを提供します。

◎利用者像：病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する以下に該当する障がい者

- ・ALS患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行い、障害支援区分6の者
- ・筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者で、障害支援区分5以上の者

生活介護

おもに昼間、障がい者支援施設などで排せつや入浴、食事などの介護を行います。基本的な日常生活上の介護だけでなく、利用者の生産活動の機会の提供や創作活動のサポートを行うこともあります。

◎利用者像：地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障害支援区分3以上の者（50歳以上は区分2以上）

施設入所支援

障がい者支援施設などで、夜間の排せつや入浴、食事などの日常生活上の介護を行います。

◎利用者像

- ・生活介護の利用者で、障害支援区分4以上の者（50歳以上は区分3以上）
- ・自立訓練または就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況などにより、通所することが困難な者。



— 訓練等給付の種類

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

病院や障がい者支援施設などを出た障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営めるように、一定期間、訓練を行います。この自立訓練には、身体障害者の身体機能の維持回復に必要な訓練やリハビリテーションの継続を目的とした機能訓練と、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者の生活能力の維持と向上を目的とした生活訓練があります。

◎利用者像：地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な障がい者。

就労移行支援

一定期間、企業での実習などを通じて、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。そのうえで、求職活動に対する支援、仕事を長く続けるための支援などを行い、就職した後も勤務状況などを確認し、相談を受けるなどの支援を継続します。就労移行支援期間中の訓練には、一定の工賃が障がい者に支払われます。

◎利用者像：一般就労などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適正に合った職場への就労が見込まれる以下に該当する65歳未満の障がい者

- ・企業などへの就労を希望する者
- ・技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

就労継続支援 A 型：雇用型

障がい者とサービス提供事業者が雇用契約を結び、この契約に基づいて事業者の事業所で働く機会を提供します。これによって、一般企業への就労に向けた知識や能力の向上を図ります。事業者は、利用者に賃金を支払い、労働基準法などの労働関係法令を守らなければなりません。

◎利用者像：以下に掲げる就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づき継続的に就労が可能な65歳未満の障がい者

- ・就労移行支援を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった者
- ・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった者
- ・企業などを離職した者など就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

就労継続支援 B 型：非雇用型

雇用契約を結ばずに、サービス提供事業者の事業所内で就労の機会や生活活動の場を提供します。そのうえで、一般就労に必要な知識・能力の向上が見られた人には、一般就労に向けての支援を行います。

◎利用者像：次に掲げる、就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者

- ・企業などや就労継続支援（A 型）での就労経験がある者であって、年齢や体力面で雇用されることが困難となった者

- ・就労移行支援を利用したが、企業などまたは就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった者
- ・以上に該当しない者であって、50歳に達している者、または試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された者

就 労 定 着 支 援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般企業に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

◎利用者像：就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって就労を継続している期間が6か月を経過した障がい者（※最大3年間の利用が可能）。

自 立 生 活 援 助

居宅における自立した日常生活を営む上での問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

◎利用者像：障がい者支援施設、またはは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身である方。あるいは、家族と同居している場合であっても、支援が見込めない状況にある障がい者。

共 同 生 活 援 助 （ グ ル ー プ ホ ー ム ）

地域において共同生活を営むうえで支障のない障がい者や、福祉サービスの日中活動を利用している障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助などを行います。

◎利用者像：介護は必要とせず、就労している又は自立訓練、就労移行支援などを利用している障がい者

— 補装具の支給 —

障がい者の身体機能を補完したり代替したりするもので、長期的に継続利用するものを購入、修理する費用の一部を支給します。

《対象品目》 車いす、補聴器、装具、座位保持装置など

《対象者像》 身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者など

7 地域支援事業の内容 (一部)

地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がい者の地域生活を支援します。

◎利用者像 (次のいずれかに該当する18歳以上の障がい者)

- ・芽室町に在住し、住民票に記録されている者。
- ・芽室町外に在住する者のうち、介護給付費等の障がい福祉サービスの支給決定を芽室町が行っている者

日中一時支援

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している保護者の一時的な休息時間を確保することにより、身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

◎利用者像: 芽室町に在住し、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた障がい者等。ただし、介護保険要介護認定者は除きます。

～利用者負担～

次の表に基準単価の1割の負担となります。

| 4 時間未満 | | 4 時間以上 6 時間未満 | | 6 時間以上 8 時間未満 | | 8 時間以上 | |
|--------|-------|---------------|-------|---------------|-------|--------|-------|
| 区分1 | 2,920 | 区分1 | 4,860 | 区分1 | 6,320 | 区分1 | 8,220 |
| 区分2 | | 区分2 | | 区分2 | | 区分2 | |
| 区分3 | 3,160 | 区分3 | 5,280 | 区分3 | 6,860 | 区分3 | 8,920 |
| 区分4 | | 区分4 | | 区分4 | | 区分4 | |
| 区分5 | 3,410 | 区分5 | 5,700 | 区分5 | 7,400 | 区分5 | 9,620 |
| 区分6 | | 区分6 | | 区分6 | | 区分6 | |

※送迎加算 片道 650 円、食事加算 1食 680 円、入浴加算 1日 400 円。

お問い合わせ

健康福祉課 障がい福祉係

☎ 0155-62-9723

FAX 0155-62-0121

メールアドレス h-fukushi@memuro.net